

徳島県選挙管理委員会告示第九十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
 令和六年十月二十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	主たる事務所所在地	異動年月日
高橋 永	高橋 永 後 援 会	新	徳島市北田宮一丁目二二八	旧
			徳島市昭和町三丁目一・二	令和六年九月二十八日